

第60回松山野球拳おどり 野球拳おどり アレンジ曲の編曲及び認定基準

1. 編曲について

- ① 「野球拳」の主旋律部分を連続（12小節分）して、最低2回は入れてください。
※主旋律12小節分の譜面は別紙。
- ② その前後で、メロディー部分をばらして、アレンジするのは構いません。
- ③ テンポは、自由にして構いません。
- ④ 1曲の長さは、5分以内とします。
- ⑤ 歌詞を使用する場合は、野球拳の歌詞を使用することとし、1番から4番までの歌詞の中で適宜選んで使用してください。※「野球拳」以外の歌詞は使用しないでください。
- ⑥ 「野球拳」らしい編曲に努めてください。
- ⑦ 編曲にあたっては、野球拳の伝統的演奏及び日本のまつりをイメージしたいため、出来る限り和楽器を使用することが望まれます。
- ⑧ 松山野球拳おどり開催期間中の各会場で音楽を使用することに関わる権利処理は、各連の責任において執るものとするため、各連は、連内外問わず必要となるこれらの各種手続きを事前にお済ませください。著作権及びその他権利侵害による訴えがあった場合、すべて各連の責任となり実行委員会は一切関与しません。

2. アレンジ曲の認定及び提供について

- ① 実行委員会では、野球拳おどりの曲の統一性や調和の観点から、別途アレンジ曲の審査を設け「野球拳おどりアレンジ曲」として認定します。
- ② アレンジ認定曲は、実行委員会提供の音響設備（固定音響）で演奏されることが予想されるので、この設備の機能等も考慮しながら認定します。
- ③ 実行委員会から提供する規定曲以外に関しては、アレンジ曲として審査が必要になります。実行委員会が第59回（令和6年度）まで規定していた楽曲については、第62回（令和9年度）までは、審査不要で使用することができます。

【第60回（令和7年度）からの規定曲】		
①野球拳おどり	②新野球拳おどり	③本家野球拳
④本家野球拳踊り	⑤Baseball-Dance	

※YouTube等にアップしているBaseball-Danceのブランドムービー楽曲は⑤とは異なります。

【第59回（令和6年度）までの規定曲】		
①旧野球拳おどり唄入り	②旧野球拳おどり	③旧民謡調
④旧ロック調	⑤新民謡調	⑥新ロック調
⑦本家野球拳	⑧野球拳唄入り	⑨和風ロック
⑩野球拳サンバ	⑪旧野球サンバ	⑫新野球サンバ